

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 76 号

函館市と北斗市の行政界に係る道路の維持管理に関する
協定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 16 条第 2 項ただし書の規定により、函館市と北斗市の行政界に係る道路の維持管理について別紙協定書のとおり協定を締結するため議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

（根拠規定）

道路法第 16 条第 2 項ただし書

行政界道路の管理に関する協定書

道路法（昭和27年法律第180号）第16条第2項ただし書の規定に基づき、函館市と北斗市の境界に所在する市道の管理について、道路管理者函館市長（以下「甲」という。）と道路管理者北斗市長（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、行政界道路の管理区分および費用分担を明確にし、行政界道路の維持管理を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定書において道路とは、道路本体および排水路、その他附属物をいう。

2 この協定書において、道路の維持管理とは、道路の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理をいう。

（協定の対象）

第3条 この協定の対象となる道路は、次のとおりとする。

名称 函館市道名 西桔梗中央線

北斗市道名 追分97号線

区間 別紙図のとおり

延長 1,062.5m

（管理区分）

第4条 道路本体およびその他附属物の維持管理は甲が行い、排水路の維持管理は乙が行うこととする。

（管理費用）

第5条 道路の維持管理に要する費用は、甲 65%、乙 35%の割合で負担するものとする。

2 甲および乙は、毎会計年度開始前に、維持管理費の負担額を相互に通知するものとする。

3 甲および乙は、甲乙協議して定める時期において、相互に相手側が

負担すべき維持管理費の精算額を通知するものとする。

4 甲および乙は、前項の規定により通知された負担すべき維持管理費の精算額を相互に支払うものとする。

5 甲および乙は、維持管理費の負担額に著しい変更を伴うときは、あらかじめ協議するものとする。ただし、緊急を要するものについては、この限りでない。

(道路管理責任)

第6条 道路管理上の責任は、第4条の規定により維持管理を行う者が負うものとする。

(事前協議)

第7条 甲および乙は、協定対象区間の道路の重要な改築、維持修繕および災害復旧に関する工事を施行しようとするときは、事前に協議するものとする。ただし、災害復旧に関する工事で緊急を要するものについては、この限りでない。

(協定の効力)

第8条 この協定は、平成27年4月1日から効力を生じるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年 月 日

甲 道路管理者 函館市長 工 藤 壽 樹

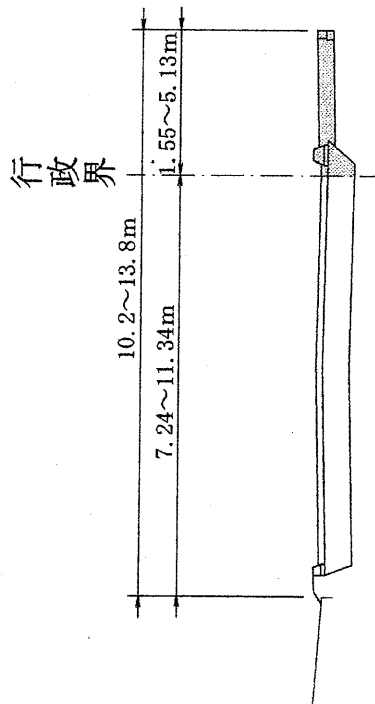
乙 道路管理者 北斗市長 高 谷 寿 峰

別紙図

道路定規図

(函館市側)

(北斗市側)



位置図

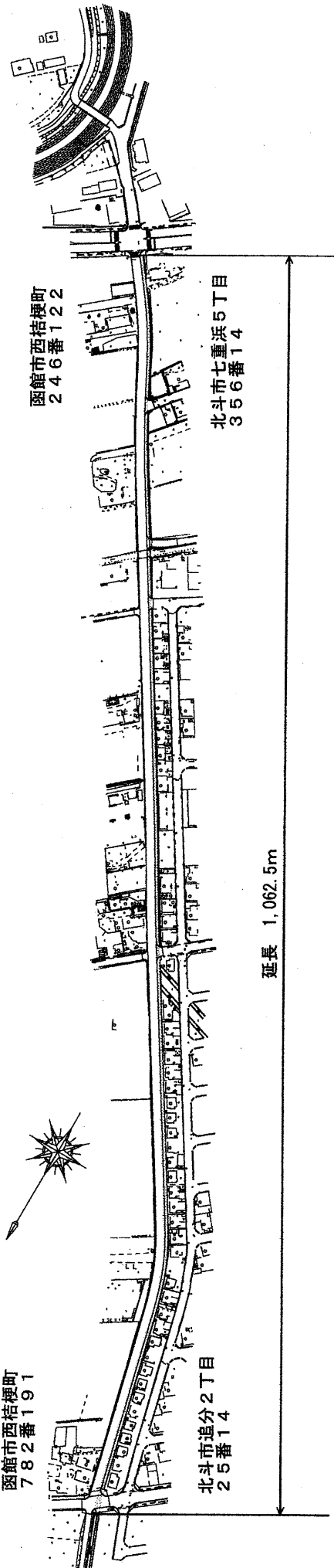


函館市西桔梗町
782番191

北斗市追分2丁目
25番14

函館市西桔梗町
246番122

北斗市七重浜5丁目
356番14



延長 1,062.5m